

河川占用料及び海岸占用料納付者 各位

静岡県交通基盤部河川砂防局

河川砂防管理課長

## 河川及び海岸占用料の改定について

日頃から、静岡県の河川及び海岸管理行政に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、河川及び海岸占用料については、令和 8 年度から単価を改定することとなりましたので、お知らせいたします。当該単価については、概ね、物価の変動に連動するものとして都度、改定を行っており、この度、前回改定時（消費税を除く）からの消費者物価指数の伸び率に合わせて増額改定いたします。

御負担をおかけしますが、何卒御了解いただきますようよろしくお願いいたします。

## 1 改定内容

対象となる条例	対象となる物件	増加率
静岡県河川管理条例	別表第 3 土地占用料 (電柱、鉄塔を除く <sup>※1</sup> )	12.1%増 <sup>※2</sup>
静岡県海岸占用料等徴収条例	別表第 1 海岸占用料 (電柱、鉄塔を除く)	

※1 電柱、鉄塔は道路占用料に準拠しており、改定時期は未定。

※2 平成 9 年度（前回改定）から令和 7 年度までの消費者物価指数の伸び率 112.1%。

## 2 改定時期

令和 8 年 4 月 1 日

## 3 県土木事務所の管轄市町と連絡先

令和 8 年度の占用料額の確認や納付書類の送付時期については、占用箇所を管轄する土木事務所にお問い合わせください。

なお、占用料に関するシステムの単価改定を 3 月中に実施予定のため、それ以前の金額の確認にはお答えできない場合がありますので、御了承ください。

土木事務所	連絡先	管轄市町
下田	維持管理課 電話：0558-24-2118	下田市、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、東伊豆町
熱海	用地管理課 電話：0557-82-9167	熱海市、伊東市
沼津	管理課 電話：055-920-2209	沼津市、三島市、御殿場市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、函南町、清水町、長泉町、小山町
富士	維持管理課 電話：0545-65-2234	富士市、富士宮市
静岡	維持管理課 電話：054-286-9316	静岡市
島田	維持管理課 電話：0547-37-5274	島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町
袋井	維持管理課 電話：0538-42-3215	磐田市、袋井市、掛川市、菊川市、御前崎市、森町
浜松	維持管理課 電話：053-458-7261	浜松市（天竜区を除く）、湖西市
浜松 天竜 支局	用地管理課 電話：053-926-2487	浜松市（天竜区）

#### 4 県庁の連絡先

今回の条例改正についてのお問い合わせはこちらにお願いします。

担当者	連絡先
河川砂防管理課 大石	電話：054-221-3034 メール：kasensabokanri@pref.shizuoka.lg.jp